

受付番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 金沢工場 技術管理係 TEL 784-9711
------	-----------	-----	---------------------------------

設 計 書

1 委託名 金沢工場焼却残さ輸送委託

2 履行場所 資源循環局金沢工場

3 履行期間 期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで
又は期限 期限 契約締結日から平成 年 月 日まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 なし
.....
.....
.....
.....

6 現場説明 不要
 要 (月 日 時 分、場所)

7 委託概要 本委託は、横浜市資源循環局金沢工場から排出される焼却残さ（ごみ焼却灰）を、横浜市資源循環局南本牧廃棄物最終処分場へ輸送するものである。
.....
.....

8 部分払

する (12回以内)

しない

部分払の基準

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
焼却残さ輸送 (南本牧廃棄物最終処分場)	4月～3月	(38,078)	トン		()

※単価及び金額は、消費税等相当額を含まない金額。

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委託代金額	()
内訳	
業務価格	()
消費税等相当額	()

委 託 内 訳 書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘要
金沢工場焼却残さ輸送委託						
焼却残さ輸送費 (概算)						
南本牧廃棄物最終 処分場		(38,078)	トン		()	
業務原価					()	
業務価格					()	
消費税等相当額			1 式		()	
合計					()	
業務委託料					()	

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

特記仕様書

1 委託概要

本委託は、金沢区幸浦二丁目7番地1所在、横浜市資源循環局金沢工場（以下「金沢工場」という）を起点とし、金沢工場の焼却残さ（以下「ごみ焼却灰」という）を、別紙図面に示す横浜市中区南本牧4番地先所在、横浜市資源循環局南本牧廃棄物最終処分場（以下「南本牧廃棄物最終処分場」という）に輸送するものである。

2 履行期間

- (1) 本委託の履行期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。
- (2) ごみ焼却灰の輸送作業は、原則として土曜日、日曜日及び年末年始（12月31日～1月3日）を除き、祝日を含めた平日とする。ただし、本市が指示する場合は、この限りではない。
- (3) 灰搬出日については、事前に金沢工場から連絡するものとする。

3 作業内容及び作業時間

(1) 作業内容

ごみ焼却灰の南本牧廃棄物最終処分場への輸送。
なお、詳細経路は別添経路図面を参照すること。

(2) 作業時間

ア ごみ焼却灰の積込作業時間は、原則として午前8時00分から午後3時30分までとする。
イ 南本牧廃棄物最終処分場の受入時間は次のとおりであり、受入時間内での入退場とする。

(ア) 現金支払いの場合

午前8時30分から正午、午後1時00分から午後3時30分

(イ) 後納支払いの場合

午前8時30分から正午、午後1時00分から午後4時00分

4 運搬日数及び概算輸送量

	R2.4月	5月	6月	7月	8月	9月	
運搬日数	22日	21日	22日	23日	21日	22日	
概算輸送量	(3,067) t	(4,140) t	(3,271) t	(3,169) t	(4,038) t	(3,067) t	
	10月	11月	12月	R3.1月	2月	3月	年間合計
運搬日数	22日	21日	22日	20日	20日	23日	259日
概算輸送量	(3,169) t	(3,833) t	(3,169) t	(2,198) t	(1,789) t	(3,168) t	(38,078) t

5 積載量

- (1) 1回あたりの積載量は、当該車両の最大積載量を超えないものとし、以下による。
- (2) 平均積載量は、10 [t] 車で8.6 [t] 程度、8 [t] 車で6.7 [t] 程度とする。
- (3) 計量は、ごみ焼却灰積込前及び積込後に、金沢工場内のトラックスケールを使用して行うこと。
(原則、往復計量)
- (4) 金沢工場での往復計量の差し引き重量を、その回のごみ焼却灰積載量とする。
- (5) 1車1往復(サイクル)を1回とする。また、最終回も1往復(サイクル)とみなし1回とする。

6 輸送回数

1日1車の標準輸送回数は、4項の運搬日数及び概算輸送量等をもとに計画を立て、本市に提出すること。

7 車両の要件

- (1) 配属車両は整備良好な8 [t] 車又は10 [t] 車(鋼製荷箱容量13.6 [m³]以上、深ボディダンプロック、最大高約3.4 [m]以下)で、自社車両を原則とする。また、1車につき運転手1名を配属するものとする。
- (2) 8 [t] 車及び、10 [t] 車の配車計画は、本市及び受託者と協議の上決定する。
- (3) 受託者はあらかじめ、車両の運転手氏名及び車両登録番号等を本市に提出すること。

8 輸送経路

輸送経路は、本市が別紙図面に定めた経路に従うものとする。ただし、本市が輸送先の変更を指示した場合、又は受託者がやむを得ない理由により事前に本市に経路の変更を申し入れ、これを本市が承諾した場合、この限りではない。

9 作業上の注意

- (1) 金沢工場の灰車路は、ダイオキシン第1管理区域にあたるため、レベル1用の保護具を着用し作業を行うものとする(工場構内作業基準参照)。
- (2) 受託者は、輸送にあたり、灰及び汚水を路面にこぼさないような措置を行うこと。具体的には荷台から灰が露出、飛散しないようにシートで養生するか、もしくは開放部全面に可動式天蓋を設置するなどの措置を講じること。また、使用車両の洗浄は念入りに行うこと。
- (3) 車両の走行については道路交通法を遵守するとともに、輸送経路付近住民に対する環境障害とならないように常に配慮するものとする。
- (4) 受託者は、作業中に、設備その他に異常な箇所を発見した場合は、本市に速やかに報告すること。

10 輸送業務の停止

- (1) 本市は施設の事故等により、輸送業務を停止することがある。ただし、この場合補償料金等は支払わないものとする。
- (2) 南本牧廃棄物最終処分場が、強風や積雪等により受入を停止している場合、本市の指示により輸送業務を停止する。この場合、補償料金等は支払わないものとする。

11 輸送伝票

受託者は、本市が発行する当該月の輸送先証明印が押印された輸送伝票を、報告書とともに翌月 5 日までに本市に提出するものとする。

12 関係法令

受託者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、同施行令、同施行規則、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」、同規則、「道路運送車両法」、その他関係法規を遵守しなければならない。

13 契約の解除

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反し、廃棄物処理業等の停止、取り消しの行政処分を受けた場合、本市は契約を解除することができる。

14 事故処理

- (1) 受託作業中に事故（人身事故を含む。）が発生した場合は、受託者は本市に速やかに報告すること。
- (2) 本市の責任によらない作業中の事故（人身事故を含む。）については、一切受託者の責任において処理するものとする。

15 提出書類

受託者は、委託共通仕様書による提出書類のほかに、以下の書類を委託担当職員（担当監督員）に提出すること。また、別途必要とされる書類がある場合及び書式指定のない書類については委託者と受託者の協議の上、決定すること。

提出書類名	提出時期等	部数	備考
車両一覧表	業務着手前	1 部	
横浜市一般廃棄物収集運搬業許可証（写し）	業務着手前	1 部	
自動車検査証（写し）	業務着手前	1 部	委託に用いる全車両分

資源循環局委託共通仕様書

1 総則

- (1) 本委託は、委託契約約款を適用する。
- (2) 本委託の仕様は、特記してある事項のほかは、この共通仕様書による。記載事項に差異がある場合は、特記を優先する。

2 提出書類等

提出書類等は以下の書類とする。また、別途委託担当職員(監督員を置いた場合は、以降「担当監督員」と読み替える)から指示する場合、その部数とする。

提出書類名	提出時期等	部数	備考
契約履行着手届出書	委託契約約款による	1 部	委託契約約款第 3 条
工程表		1 部	委託契約約款第 2 条
内訳書		1 部	委託契約約款第 2 条
現場責任者 業務従事者選定通知書		1 部	委託契約約款第 9 条
緊急連絡体制表	業務着手前	1 部	
安全作業計画書	業務着手前	1 部	構内作業基準第 7 条
作業安全点検チェックシート	毎日退庁時	1 部	構内作業基準第 7 条
構内車両駐車許可申請書	業務着手前	2 部	本仕様書 4 (2)
電源・電力使用許可申請書	使用前	2 部	本仕様書 3
用水使用許可申請書	使用前	2 部	本仕様書 3
打合せ議事録	業務着手中	1 部	打合せ後
ダイオキシン関連書類	業務着手前	2 部	必要時
材料検査申請書	搬入時	1 部	本仕様書 4 (4)
受領書・借用書	支給品の引渡し時	1 部	委託契約約款第 12 条
履行業者出退届	毎日出退時	1 部	必要時
履行作業予定表	毎日出庁時	1 部	必要時
履行作業日報	毎日退庁時	1 部	必要時
報告書写真	業務完了後	1 部	
履行報告書	業務完了後	必要数	成績表等含む
履行済部分検査申請書	部分完了後	1 部	委託契約約款第 32 条
完了届出書	業務完了後	1 部	委託契約約款第 28 条
その他本市立会職員が必要と認めたもの	その都度	必要数	

提出書類のうち以下の URL の『横浜市ホームページ 委託提出書類 様式 ダウンロードコーナー』の様式集に掲載のあるものは、これを使用する。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/shigen/yoshiki/youshiki3.htm>

3 電力及び用水の使用について

本委託業務において資源循環局施設で直接使用する電力及び用水については、本市から無償で支給するが、使用場所、使用方法等について事前に委託担当職員と協議すること。また、使用に際しては、書類を添えて委託担当職員に申し込むこと。

4 履行上の注意

- (1) 本委託の履行に際し、当施設の業務に支障を生じさせないように委託担当職員と履行計画を協議すること。
- (2) 車で来庁する場合は事前に委託担当職員と協議し、所定の手続を行うこと。

- (3) 本委託の履行に際し、資格を必要とする作業については、必ず有資格者を配置し、資格証明書を携帯させ、委託担当職員が提示を求めた場合は、これに応じること。
- (4) 委託担当職員が検査を必要と認めた材料は、搬入時に材料検査申請書に基づき現場責任者立会の下で材料検査を行うこと。

5 安全管理

- (1) 受託者は、本委託の履行に際し、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、安全作業を行うこと。
- (2) 受託者は、作業を安全に遂行するため、資源循環局各種構内作業基準を遵守し、安全作業計画、安全処置（危険表示、足場、柵、網等）及び緊急連絡先を明確にした安全作業計画書を作成し、委託担当職員に提出するとともに、その内容を作業者に徹底させること。
- (3) 受託作業中は作業場所の整理整頓に努めるとともに、業務完了後は速やかに機材等を搬出し、作業場所の清掃を行うこと。
- (4) 作業者は作業に適した服を着用し、名札等で業者名を明確にすること。

6 事故処理

受託者は、本委託業務履行に際し、受託者の責任により本市及び第三者に損害を与えた場合は、受託者の負担において直ちに原状に復すること。

7 かし担保

本委託のかし担保期間は、特記仕様書に記載のない限り、委託契約約款に定める期間とする。

8 疑義

受託者は、本委託業務着手前に現場、設計図書等を十分調査のうえ、疑義を生じた場合は委託担当職員と協議すること。その他、本委託の履行中に生じた疑義については、本市と受託者双方の協議により解決する。

9 廃棄物の処理

受託業務以外で発生した廃棄物（飲食の容器など）については、受託者の責任において処理すること。

適用する仕様書等(委託)

1 適用する仕様書等

資源循環局が発注する委託等に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は、下記の共通仕様書等のうち☑が印されたものとします。

適用	名称	改定年月
<input checked="" type="checkbox"/>	委託共通仕様書	令和元年 8月
<input checked="" type="checkbox"/>	資源循環局工場構内作業基準	平成30年 4月
<input checked="" type="checkbox"/>	資源循環局処分場・排水管理構内作業基準	平成30年 4月
<input type="checkbox"/>	資源循環局各施設構内作業基準	平成30年 4月
<input type="checkbox"/>	横浜市土木設計業務共通仕様書	平成28年 7月
<input type="checkbox"/>	横浜市測量業務共通仕様書	平成28年 7月
<input type="checkbox"/>	横浜市地質調査業務共通仕様書	平成28年 7月
<input type="checkbox"/>	横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書	令和元年 5月
<input type="checkbox"/>	横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書	令和元年 5月
<input type="checkbox"/>	個人情報取扱特記事項	平成27年10月
	受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては「個人情報取扱特記事項」に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。	
<input checked="" type="checkbox"/>	電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	
<input type="checkbox"/>	前金払に関する特記事項	
	本委託業務については、契約代金額が、設計・調査業務の場合300万円以上、測量業務の場合200万円以上（設計・調査業務と測量業務が含まれる場合は200万円以上）となった場合は、前払金を請求することができます。	

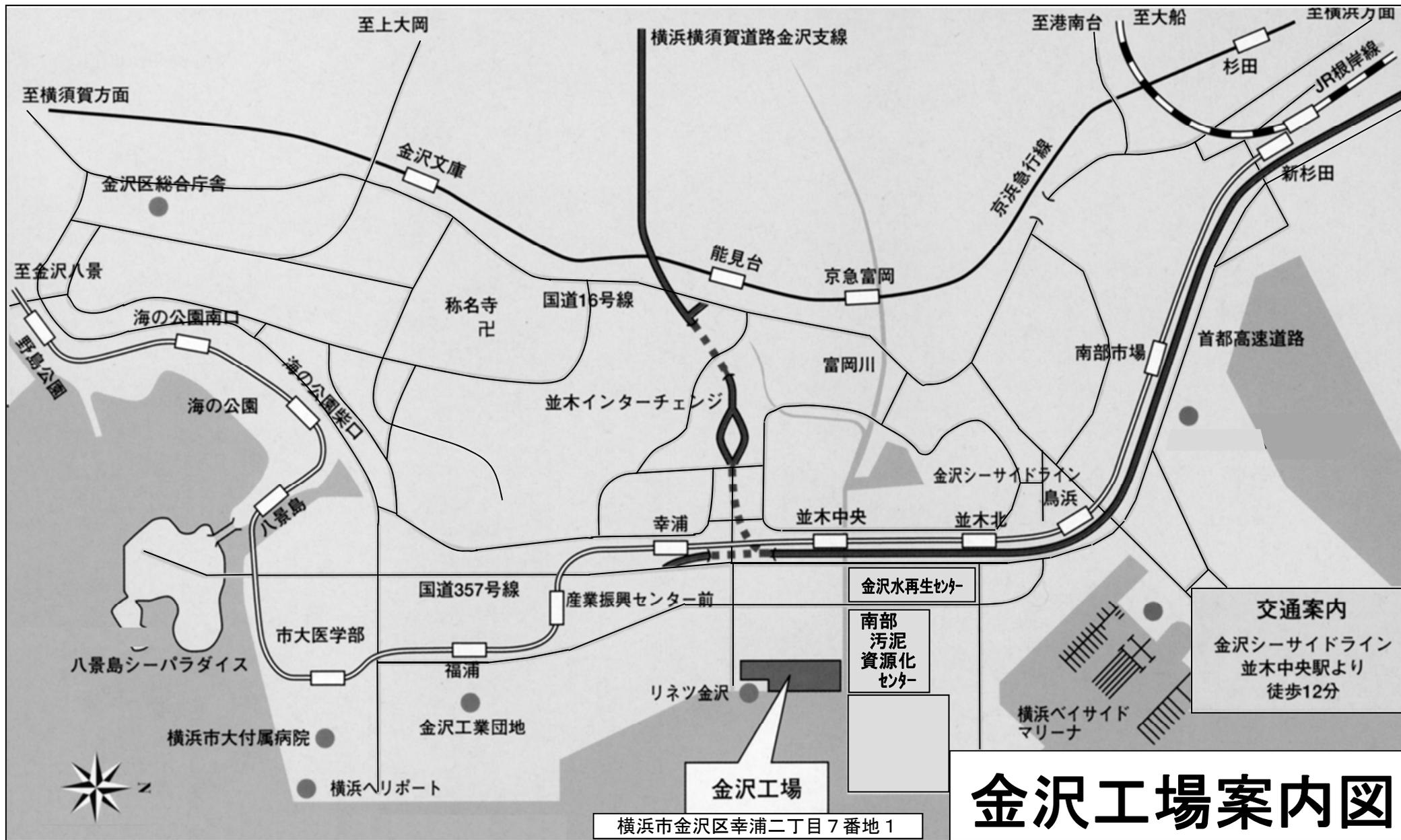
2 入手先

仕様書は以下の市ホームページ上にて公開していますのでダウンロードしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/shigen/shiyousyo>

3 適用する委託契約約款

本委託は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市委託契約約款を適用することとします。



金沢工場案内図



資源循環局南本牧
廃棄物最終処分場

資源循環局
適正処理計画部
金沢工場

金沢工場～南本牧廃棄物最終処分場（赤線経路）
：一般道を使用

委託名	金沢工場焼却残さ輸送委託	図番	1/1
図面名称	輸送経路図(金沢工場～最終処分場へ直接輸送)	縮尺	NoScale

横浜市資源循環局適正処理計画部 金沢工場(令和2年度)